

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）

鳥取県公報

- ◆告示 次
主要食糧販売業者甲の営業廃止
- ◆就任及び辞令 浦島一男
- ◆難報 支所出張所所在地の変更
- ◆正誤 昭和二十八年六月二十日鳥取県規則第三十九号中訂正

告示

鳥取県告示第三百十二号

昭和二十八年三月鳥取県告示第二百二十二号をもつて登録の公示をした次の主要食糧小売販売業者甲は、昭和二十八年六月一日から営業を廢止した。

昭和二十八年七月十四日

雑報

昭和二十八年七月十四日

鳥取県食糧事務所長 西山義雄

支所、出張所所在地変更について

当所郡家支所及び郡家支所郡家出張所の所在地を左記のとおり変更した。

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木

武

事務所の所在地

記

九六	收支命令者 鳥取県 殿	出納長 (出納員)
十一式第三 一號	支払通知書 (歳出 金支払通知書)	支払通知 (歳出 金支払通知書)
九七	(欵) 支払通知書 氏名 殿	(欵) 支払通知 氏名 殿
九八	右支払通知書 出納長 (県出納員)	右支払通知 出納長 (県出納員)
樣式第三 十三號	職氏名 殿	氏名 殿
九九	支払通知書發行年 月日	支払通知發行年 月日
一〇〇	右支払通知書再交 付	右支払通知再交付
一〇一	鳥取県出納長 (何 解序出納員)	收支命令者 氏名 殿
一〇二	行 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町	行 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町
一〇三	刷 鳥 取 縣 鳥 取 市 坂 東 町 縣 印 刷 所	刷 鳥 取 縣 鳥 取 市 坂 東 町 縣 印 刷 所

昭和28年四
十五日第三種郵便物認可

發行官 火、金

行
鳥
取
縣
鳥
取
市
東
町
縣
印
刷
所